

入札公告(建設工事)

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年9月10日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長 細川 隆夫

◎調達機関番号 013 ◎所在地番号 13

○第4号

1 工事概要

(1) 品目分類番号

41

(2) 工事名

岡崎拘置支所新営（建築）工事

(3) 工事場所

愛知県岡崎市明大寺町字道城ヶ入34-1ほか

(4) 敷地面積

2,470 m²（庁舎敷地面積）、840 m²（職員宿舎（1）敷地面積）、522 m²（職員宿舎（2）敷地面積）

(5) 工事内容

ア 棟名 庁舎 建物用途 庁舎・収容棟 構造・階数 RC造4階 建築面積 797 m² 延べ面積 3,000 m² 工事種別 新築

イ 棟名 職員宿舎（1） 建物用途 職員宿舎 構造・階数 RC造3階（一部W造） 建築面積 247 m² 延べ面積 652 m² 工事種別 新築

ウ 棟名 職員宿舎（2） 建物用途 職員宿舎 構造・階数 RC造2階（一部W造） 建築面積 220 m² 延べ面積 393 m² 工事種別 新築

エ 工事種目 建築一式工事

オ その他 受水槽基礎、擁壁、メッシュフェンス、外構、植栽、取壊し

カ 工事範囲 上記工事のすべて（入札説明書による。）

(6) 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。

余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。

工期：令和8年1月5日から令和10年2月15日まで

（余裕期間：契約締結日の翌日から令和8年1月4日まで）

※ 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。

なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合は、余裕期間は適用しない。

(7) 使用する主要な資機材

コンクリート約 4,450 m³、鉄筋約 674 t、鉄骨約 53 t、ガラス約 606 m²

(8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(9) 本工事は、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成 19 年法律第 66 号）に基づき、住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結等が義務付けられた工事である。

(10) 本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

(11) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休 2 日に取り組む意思を表示した上で、工事を実施する週休 2 日促進工事（受注者希望方式）である。

(12) 本工事は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

(13) 本工事は、猛暑による作業不能日数を見込んだ工事である。

(14) 本件入札手続は、下記 5 に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（GEPS）（<https://www.p-portal.go.jp/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

おって、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）は、紙入札方式に限る。

2 競争参加資格

単体有資格者は下記 A の条件を、共同企業体は下記 B の条件を満たしていること。

A 単体有資格者

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の令和 7・8 年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

(3) 法務省の令和 7・8 年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200 点以上（A）であること。

(4) 平成 22 年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準を全て満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。

ア 同種工事

(ア) 建物用途 庁舎（法務省収容施設を含む。）

(イ) 構造 S造、R C造又はS R C造

S造については、建築基準法施行令（昭和 25 年政令 338 号）第 1 条第 3 号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材は重量鉄骨であるものに限る。

R C造及びS R C造には、P C造及びP Ca造を含む。

(ウ) 階数 地上 3 階建以上

(エ) 建物規模 延べ面積 2,000 m²以上

(オ) 建築種別 新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）

(カ) 工事種目 建築一式工事

(キ) 施工期間 地業工事の着手から完成まで施工していること。

イ 類似工事

(ア) 建物用途 事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

(イ) 構造 上記ア(イ)に同じ

(ウ) 階数 上記ア(ウ)に同じ

(エ) 建物規模 上記ア(エ)に同じ

(オ) 建築種別 上記ア(オ)に同じ

(カ) 工事種目 上記ア(カ)に同じ

(キ) 施工期間 上記ア(キ)に同じ

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ 上記(4)に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20%以上の場合のものに限る。）。

ウ 所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と 3 か月以上の雇用関係にあること。

(6) 主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりである。

ア 契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

イ 契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

ウ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間

で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。以下同じ。）でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
- (10) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (11) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

B 共同企業体

- (1) 共同企業体の代表者である構成員は上記Aの条件を全て満たしていること。
- (2) 共同企業体の代表者以外の構成員は上記A(1)から(4)、(7)から(11)の条件を満たしていること。ただし、上記A(3)に掲げる総合数値は「1,000点以上」とし、上記A(4)ア(ウ)及びイ(ウ)に掲げる階数は「地上2階建以上」とし、上記A(4)ア(エ)及びイ(エ)に掲げる建物規模は「延べ面積1,000m²以上」とする。
- (3) 共同企業体の代表者以外の構成員は上記A(5)ア及びウの基準を満たす主任技術者を本工事に専任で配置することができる。
また、主任技術者の専任期間については、上記A(6)のとおりである。
- (4) 共同企業体の構成員の数は2者とする。
- (5) 共同企業体の各構成員の出資比率は、均等割の10分の6以上とする。
- (6) 共同企業体の代表者となる構成員は、構成員の中で最大の施工能力を有し、かつ、出資比率が最大であるものとする。
- (7) 経常建設共同企業体でないこと。
- (8) 共同企業体の競争参加資格の有効期間は、認定の日から本件工事の完成の日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

3 入札時積算数量書活用方式に関する事項

- (1) 入札時積算数量書活用方式は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことが

できるものである。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

- (2) 受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。

ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完成した場合、協議を求めることができないものとする。

- (3) 受注者からの請求による(1)の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

- (4) (1)の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うものとする。

ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。

- (5) (1)の協議の結果、入札時積算数量書に記載された積算数量に訂正が必要となった場合は、契約書、設計図書及び数量基準に定めるところによるものとする。

4 週休2日促進工事（受注者希望方式）に関する事項

- (1) 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して週休2日に取り組む旨の意向を表明した上で、工事を実施する週休2日促進工事（受注者希望方式）である。

なお、週休2日に取り組む旨の意向を表明しない受注者は、下記(3)に規定する義務を負わない。

- (2) 週休2日の考え方は以下のとおりである。

ア 「週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所及び現場休息（以下「現場閉所等」という。）を行ったと認められる状態をいう。

イ 「対象期間」とは、工事着手日から施工完了日までの期間をいう。

なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

ウ 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

エ 「現場休息」とは、分離発注の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通じて現場作業がない状態をいう。

オ 「4週8休以上」とは、対象期間内の現場閉所等日数の割合（以下「現場閉所等率」という。）が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、現場閉所等率の算定においては、降雨、降雪等による予定外の閉所日等についても、現場閉所等日数に含めるものとする。

- (3) 受注者は、工事着手前に、建築工事、電気設備工事、機械設備工事の全ての受注者間で現場閉所等の予定日を調整した上で、週休2日の取得計画が確認できる現場閉所等予定日を記載した実施工程表を作成し、監督職員の確認を得た上で、週休2日に取り組むものとする。受注者は、監督職員の確認を得た後、工事着手前に、発注者に対

して、週休2日工事取組意向表明書により、週休2日に取り組む旨の意向を表明する。工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度、全ての受注者間で調整した実施工程表を提出するものとする。監督職員が現場閉所等の状況を確認するために実施工程表に現場閉所日等を記載し、監督職員に提出するものとする。

また、施設管理者の承諾を前提に週休2日促進工事である旨を仮囲い等に明示する。

- (4) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所日等が記載された実施工程表、取得報告書等により、対象期間内の現場閉所等日数を確認する。
- (5) 発注者は、以下のアからウまでの現場閉所等の状況に応じた補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、請負代金額を変更する。

なお、4週6休に満たない場合は、変更の対象としない。

- ア 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日／28日）以上）
補正係数1.05
 - イ 4週7休以上4週8休未満（現場閉所率25%（7日／28日）以上28.5%未満）
補正係数1.03
 - ウ 4週6休以上4週7休未満（現場閉所率21.4%（6日／28日）以上25%未満）
補正係数1.01
- (6) 現場閉所等が困難となった場合には、監督職員は受注者に当該理由を確認の上、対応策を協議することがある。

5 入札手続等

- (1) 担当部局 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1－1－1
法務省大臣官房施設課経理係
電話 03-3592-7027
※電子メールアドレス：skeiri@moj.go.jp
skeiri@i.moj.go.jp
※各メールアドレス宛てにメール送信すること。
- (2) 入札説明書等の入手期限及び入手方法
 - ア 入手期限 令和7年11月10日まで
 - イ 入手方法
 - (ア) 入札説明書等（入札説明書別冊の概略図面（以下「概略図面」という。）を除く。）は、法務省ホームページ（https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_chotatsu_jyoho_homu.html）からダウンロードできる。
 - (イ) 概略図面は以下のaの方法で交付するので、「図面等の交付申請及び機密保持誓約書（以下「誓約書」という。法務省ホームページからダウンロードできる。）」のPDFデータを上記(1)の電子メールアドレス宛てに送付し、必ず入手すること。
なお、aの方法により概略図面を入手することが困難な場合は、以下のb又はc等の方法により交付するので、誓約書のPDFデータを電子メールで送付する際に、メール本文に希望する方法を記載すること。

a クラウドストレージからのダウンロード

概略図面をダウンロードするための URL を電子メールで通知するので同 URL からダウンロードすること。また、概略図面を閲覧するためのパスワードは別途電子メールで交付するので、上記(1)の電子メールアドレス宛てに、概略図面をダウンロードしたこと及び閲覧用パスワードの交付を申請する旨を電子メールで送信すること。

b 窓口での交付

上記(1)の窓口にて PDF データ (CD-R) を交付する。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日を除く日の午前 10 時から午後 5 時までに限る。

また、概略図面を閲覧するためのパスワードは、概略図面の交付後、電子メールで交付する。

c 郵送による交付

郵送（着払い）にて PDF データ (CD-R) を交付する。なお、速達での郵送を希望する場合は、誓約書の PDF データを電子メールで送付する際に電子メール本文に付記すること。

また、概略図面を閲覧するためのパスワードは、概略図面の交付後、電子メールで交付するので、上記(1)の電子メールアドレス宛てに、概略図面を受領したこと及び閲覧用パスワードを申請する旨の電子メールを別途送信すること。

(3) 申請書及び資料の提出期限及び提出方法

ア 提出期限 令和 7 年 9 月 29 日午後 3 時（必着）

イ 提出方法 申請書及び資料は電子調達システムにより提出すること。ただし、提出ファイルの容量が 50MB を超える場合は、申請書のみを電子調達システムにより提出し、資料の全部を上記(1)の場所に持参又は郵送すること。この場合においては、申請書及び資料のいずれも上記提出期限までに提出場所に到達することを要するものとする。詳細は入札説明書による。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送すること。

(4) 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限 令和 7 年 11 月 11 日午前 10 時（必着）

イ 提出場所及び提出方法 電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は上記(1)の場所に持参又は郵送すること。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和 7 年 11 月 12 日午前 11 時

イ 場 所 〒100-8977

東京都千代田区霞が関 1—1—1

法務省 17 階共用会議室 2 又は電子調達システム

6 その他

- (1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法（平成4年法律第51号）による。
- (2) 入札保証金
免除
- (3) 契約保証金
納付（保管金の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行丸ノ内代理店（三菱UFJ銀行新丸の内支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。
また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (4) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
なお、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (6) 配置予定技術者の確認等
落札者決定後、工事実績情報システム等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、長期入院、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合のほかは、資料の差し替えは認められない。資料の提出期限の翌日以降において、長期入院等の特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、資格と同種又は類似工事の経験について、当初の配置予定技術者と同等以上の者を発注者の承認を得た上で配置しなければならない。
- (7) 手続における交渉の意図の有無
無
- (8) 契約書の作成の要否
要
- (9) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を本工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
無
- (10) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 5 (1)に同じ。

(11) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2 A (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 5 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時ににおいて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならぬ。

当該資格の認定に係る申請方法は法務省ホームページ (https://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html) に掲示している。

7 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: HOSOKAWA Takao, Director of the Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice
- (2) Classification of the services to be procured: 41
- (3) Subject matter of the contract: The Construction work of the building for Okazaki branch detention house
- (4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 15:00 29 September, 2025
- (5) Time-limit for the submission of tenders: 10:00 11 November, 2025 (tenders submitted by mail should be reached before 10:00 11 November, 2025, only registered mail is acceptable)
- (6) Contact point for tendering documentation: Accounting Section, Facilities Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1-1-1 Kasumigaseki Chiyoda-ku, Tokyo, 100-8977, Japan,
Tel 03-3592-7027